

公益財団法人和佐見丸和財団

2023年度 スポーツ活動奨学生募集要項

1. 趣 旨

当財団のスポーツ活動奨学金制度は、スポーツ分野で活躍する学生に対する奨学支援を行い、スポーツの振興と青少年の健全な育成に寄与し、豊かな人間性を涵養することをもって、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 当財団以外の他の団体等からの奨学金を受給されている方の応募も可能です。
- (3) 奨学金を受給したことにより、当財団を支援する企業への入社等の付帯義務を負うものではありません。

3. 奨学生の応募資格

以下の条件を全て満たす必要があります（個人、団体競技は問いません）。

- (1) 大学公認の運動部に在籍し、スポーツ技能の向上に向け日々積極的に研鑽に励んでいる大学1年生から大学3年生（応募時点）までの者（注1）（注2）
- (2) 所属大学のスポーツ指導者からの推薦を受けることができる者
- (3) 国内大会（注3）で入賞以上の成績を収めた者

（注1）過去1年間（2022年10月から2023年9月までの間）において出場選手として登録されているメンバーとして活躍する学生が対象です。

（注2）留年の学生は応募することができません。

（注3）国内競技大会は以下の通り

過去1年間（2022年10月から2023年9月までの間）において、公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）に加盟している各団体に関連するスポーツ競技で、国内の大学生のみを対象とした大会（大学1年生の場合は高校生のみを対象とした大会も含む）に限定します。ただし、自治体（市区町村単位）主催のスポーツ競技大会は評価の対象としません。

4. 採用予定者数

20名程度

5. 給付額と給付方法

- (1) 給付額 …… 1人につき、30万円を一括支給
- (2) 給付方法 …… 本人名義の銀行口座に振り込み
- (3) 支給時期 …… 2024年3月末までを予定
- (4) 支給対象期間 …… 2024年4月から2025年3月までの1年間（注4）

（注4）過去に当財団の奨学金の給付を受けた学生についても、再度応募することが可能です。

6. 応募方法

次の（１）～（４）のすべての書類を、所属大学、学年及び氏名を記載した封筒に入れ、各大学の奨学金担当窓口に提出してください。（学内の手続きについては、奨学金担当窓口を確認してください。）

各所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口からコピーを入手して使用または当財団ホームページからダウンロードしてください（当財団ホームページへの様式掲載は10月上旬頃を予定）。

なお、学生個人から当財団への直接応募は受け付けておりません。（応募人数の上限は各大学の公認の運動部から3名ずつとし、大学からは上限15名とさせていただきます。）

（１）奨学生願書（所定様式）

（２）所属大学のスポーツ指導者からの推薦書（所定様式：原則として応募者を直接指導する監督等の指導者が記載をして下さい。これら以外の方が記入される場合には、役職のほかに必ず応募者本人との関係を詳細に記載してください。）

（３）競技活動の報告（書式自由）

過去１年間（2022年10月から2023年９月まで）の競技歴、競技成績及びその成績を収めた大会の概要（写真や、競技成績のわかる資料（新聞記事、大学の広報など）を添付し、A４サイズ３枚以内でまとめてください。）

（４）個人情報の取扱いについての同意書（所定様式）

7. 応募締切日

2023年12月22日（金） 財団事務局必着

8. 選考方法等

（１）当財団のスポーツ活動奨学生選考委員会にて願書、推薦書、競技活動の報告などを総合的に評価し、書類審査により選考します。（必要に応じて一部の応募者には選考委員と面接（Webもしくは対面）を実施する場合があります。また、提出書類の記載内容確認のために、事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。）

（２）選考結果は、2024年３月上旬頃に大学及び本人に通知します。

9. 奨学生の資格取消

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の資格を取消することがあります。また、奨学生の資格取消の事由に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

（１）傷い疾病などのため競技を続けることができなくなったとき

（２）性行不良による競技資格停止処分を受けたとき

（３）在学する大学の公認運動部に所属しなくなったとき

（４）当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき

（５）当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき

（６）前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

10. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された方には、以下の事項を義務として順守していただきます。

- (1) 受給後1年間の活動報告として2025年4月までに競技活動報告書(所定様式)を提出すること
- (2) 住所、連絡先等に変更があった場合には速やかに報告すること
- (3) 当財団が主催する行事等については、可能な限り参加すること
- (4) その他上記9.に掲げる事実が発生した場合は速やかに報告すること

11. その他

応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

また、本件に関する当財団へのお問い合わせにつきましては、各大学の奨学金窓口を通じてお願いいたします。

公益財団法人和佐見丸和財団

住 所 : 埼玉県吉川市旭7番地1

電話番号 : 048-991-0602

電話受付時間 : 平日9:00~17:00

E-mail : info@maruwa-foundation.or.jp

U R L : <https://www.maruwa-foundation.or.jp>